

令和8年度 松浦市ビジネスプランコンテスト募集要項

① 事業概要及び目的

松浦市では、創業を予定している方を支援するとともに地域の活性化を図ることを目的として、ビジネスプランコンテストを開催します。

本コンテストは、独創性や実現可能性が高いビジネスプランを発掘・支援することで創業する方、第2創業する方を応援します。

② 応募要件及び対象者

【一般部門】 いずれかに該当する者

（１）松浦市内において、創業を予定している者（グループでの申請も可）

「創業」の定義について

- ①事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（②に掲げるものを除く）。
- ②事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- ③会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

（２）今までの事業に加え、新分野展開を予定しているもの

【アイデア部門】

（１）松浦市の地域産業の活性化につながるプランであること。（グループでの申請も可）

③ 募集期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）午後5時まで

※応募数把握のため、すでに応募を予定している方は、まずは9月30日（水）までにお問い合わせ先まで事前連絡をお願いします。なお、9月30日（水）までに事前連絡をしていない場合であっても、受付は行っておりますので、随時お問い合わせ先までご連絡ください。

④ 応募方法

応募申込書に必要事項を記入の上、松浦市産業振興課へ郵送、持参、または電子メールによりご提出ください。

※応募申込書は、松浦市ホームページからダウンロードしてください。

5 審査項目

(1) 一般部門

- ①独創性 (商品・サービス・技術が他と比べ独自性が高いもの)
- ②実現性 (実現する可能性及び持続する可能性が高いもの)
- ③市場性 (対象とする顧客や市場が明確で、販売・提供の方法が適切なもの)
- ④収益性 (原価・価格設定・資金計画が適切なもの)
- ⑤将来性 (事業計画が将来まで見通された持続可能な、事業拡大が見込まれるもの)
- ⑥地域貢献性及び社会的意義

(事業を実施することにより、地域や社会の課題解決に効果があるもの)

上記について、総合的に評価します。

なお、松浦創業塾の参加者には加点があります。

(2) アイデア部門

- ①松浦市への社会的意義・波及効果 (松浦市の強みを活かしたもの)
- ②独創性 (他のプランと比べて独自性・優位性があるもの)
- ③実現性 (実現可能なプランであるもの)
- ④将来性 (将来を見通した持続可能なもの)

※「アイデアの部門」は、必ずしも実現を目指すものではないため、松浦市への貢献度を重視します。

(2) 審査スケジュール(予定)

- 1次審査 11月上旬 書類審査
- 最終審査 11月下旬 プレゼンテーション審査
- 表彰式 12月頃

6 表彰及び賞金

(1) 一般部門

- 最優秀賞 1名(10万円分の地域振興券)
- 優秀賞 1名(5万円分の地域振興券)
- 特別賞 1名(1万円)

(2) アイデア部門

- 最優秀賞 1名(5万円分の地域振興券)
- 優秀賞 1名(3万円分の地域振興券)
- 特別賞 1名(1万円)

※地域振興券の有効期限は、令和9年10月31日までとなります。

※受賞該当なしの場合もあります。

7 留意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 本コンテストに伴い、市が取得する応募者の個人情報、審査や表彰、伝達事項の連絡等、本コンテストを遂行する目的の範囲内で使用します。
- (3) 最終審査において、一般部門のプレゼンテーション及び質疑応答は非公開で行いますが、アイデア部門については公開を予定しています。
- (4) 受賞されたビジネスプランの概要や応募者名等は、松浦市ホームページ等で公表します。
- (5) 応募内容等に盗作や虚偽の事実が判明した場合は、受賞の取消し及び賞金の返還を求めることがあります。
- (6) 応募いただいたビジネスプランの知的財産権は応募者に帰属しますので、応募者の責任で法的保護の対策をしたうえで、公表しても支障がない内容で応募してください。
- (7) 応募内容等が第三者の知的財産権に損害を与えた場合は、応募者自身の責任において解決してください。なお、松浦市は一切の責任を負いません。
- (8) 応募された書類及び最終審査会の発表資料について、生成AIにより作成されたビジネスプランをそのまま提出されたものは対象外となります。発覚した場合は、応募取消しとします。
- (9) 個人又は団体等を誹謗中傷するようなビジネスプランは応募取消しとします。
- (10) 受賞者のうち、松浦市産業振興課が所管する審査会のある補助事業を活用される方は、採択審査において、加点対象となる場合があります。なお、対象となるのは受賞した事業計画であり、翌年度の補助事業を活用する場合とします。
- (11) 審査結果に関する問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (12) 応募数によっては、審査スケジュール等が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 主催等

主催：松浦市

共催：松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会

9 お問合せ・提出先

松浦市産業振興課 担当：平田、荒木

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地

TEL：0956-72-1111（内線257）

e-mail：sangyou@city.matsuura.lg.jp